

令和5年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年9月15日（金）午後2時30分から午後2時45分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
⇒ 原案の通り制限措置等を定めることを適当とする旨答申することを決定。
- (2) その他
 - ① 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について、資料を配付し、報告した。
 - ② 前回委員会時の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示」について資料の訂正を報告した。

令和5年度 第4回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和5年9月15日（金） 午後2時30分～

| 区分 | 氏名 | 出欠 |
|-----------|-----------------------|----|
| 漁業者・漁業従事者 | 〈会長〉 阿久根 金也 | ○ |
| | 川畑 三郎 | ○ |
| | 楠田 勇二 | ○ |
| | 小崎 春海 | ○ |
| | 迫田 洋則 | ○ |
| | 重信 雅彦 | ○ |
| | 田村 眞一 | ○ |
| | 野村 敬司 | ○ |
| 学識経験中 | 〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣 | ○ |
| | 佐野 雅昭 | ○ |
| | 西 一樹 | × |
| 立 | 肥後 正司 | × |
| | 前田 圭子 | × |
| | 前田 祝成 | × |

出席 10
欠席 4

<事務局等>

| 職名 | 氏名 |
|--------------------|-------|
| 事務局長（資源管理監） | 脇田 敏夫 |
| 事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長） | 森永 法政 |
| 事務局書記（主査） | 上今 達矢 |
| 水産振興課漁業調整係 技術専門員 | 村田 圭助 |
| 水産振興課漁業調整係 水産技師 | 山神 諒平 |

－令和5年9月15日（金）午後2時30分開会－

【開会】

○脇田事務局長

資料の訂正ということで、出席者名簿で本日、佐野委員は欠席となっておりましたけれども、ご都合がついて出席されてございますので、10名の出席でございます。

それでは、ただいまから令和5年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員14名中10名の出席をいただいておりますので、漁業法第145条1項に定めます定数を満たしておりますので本委員会は成立しております。

それでは注意事項ですけれども、発言は挙手の上、議長の了承の後、マイクがお手元に届きましてからご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長の方に挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、こんにちは。秋太郎がイワシについてきて、こんなに多いことも初めてじゃないかと。

だから、温暖化で北に上っていったというのが数年続いて、何か鹿児島はもう通り道になってしまったような感じだったんですが、今年はもう早い段階からもう阿久根、長島、甕島、加世田、野間池沖で跳ねています。自分たちも見ます。今年は多いなと思う。

昨日は江口船団は野間岬、笠沙沖に出て、大体10数本ずつ獲ってきて、出荷調整で10本ぐらいつつ揚げていったみたいですけど、資源というのは人間には予測できないものだなあとつくづく思うところです。良い方向の話でしたので、魚が多いということは。

あとは人間が管理して価格を抑えるかということです。ツキヒガイにしましても、夕べ自分は行って帰ってきたんですが、1週間に1回しか行きません。行けば400キロで止めて帰ってきます。それを2日に分けて、今日と明日に分けて漁連と話し合っ、200キロ200キロ出すようにすれば大体700円ぐらいで落ち着いているようです。

それを1回で400キロを毎日出すと300円まで落ちます。

だから、もう無駄なことをせずに週に1回か2回採って、それを活魚槽で保管して2日に分けて出すとか、そういうやり方で漁業はもっともっと無駄なく、利益が出るんだなということです。余談でした。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは、まずは議事録署名者を私から指名するということでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○阿久根議長

それでは、今回は小崎委員と迫田委員をお願いいたします。

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

議事に入ります。

まず、議題1は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。よろしくお願いいたします。それでは議題1につきま

してご説明いたします。資料の1となります。

本議題は諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第480号
令和5年9月13日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

2ページ目をお開きください。今回、5つの漁業について許可したく諮問いたします。

まず、小型機船底びき網漁業についてご説明いたします。今回の諮問事項は志布志湾で操業されている小型機船底びき網漁のうち、網口にビームを有する手繰り第2種漁業で、いわゆるカコ志の許可期間満了に伴う一斉更新の案件でございます。

操業区域、漁業期間については、表に記載の通りでございます。船舶の総トン数については9トン未満、推進機関の馬力数は127キロワット以下。

許可すべき船舶の数は6隻となり、前回の更新時から3隻減少しております。申請期間につきましては10月2日から13日までとしております。小型機船底びき網漁業については以上になります。2つ目の刺し網漁業以下は担当の山神より説明いたします。

○山神水産技師

はい、水産振興課の山神です。2番以降について説明をさせていただきます。2番、刺し網のきすまわし刺し網漁業についてです。

本件は北さつま漁協黒之浜支所所属の漁業者から要望があった件になります。制限措置等については資料に示しているとおりです。

本件の要望があった際にこの漁協内で1者がこの漁業許可を返納しておりまして、許可数の増減もないということで、許可して差し支えないと考えております。

続いて、3番、刺し網のさわら流し網漁業と3ページの5番、固定式刺し網のヒラメ及び雑魚建網漁業についてです。この2件については、前回の委員会でも制限措置の諮問をさせていただいた江口漁協所属の新規就業者に関する要望になります。制限措置等についてはそれぞれ資料に示しているとおりとなっております。

当該新規漁業者については、現在、前回承認をいただいたかじき流し網漁業を精力的に操業していて、冬時期に今回要望のあったさわら流し網、それから、ヒラメ及び雑魚建網を操業して、春からはごち網をしてというような周年の操業計画とのことです。

江口漁協所属の漁業者の中には、このような組み合わせで漁業を行っている者も複数おりまして、研修が終了した現在でも地元漁業者に指導を受けながら、操業に取り組ん

でいるとのことでした。

続いて、3ページの4番、固定式刺し網の雑魚建網漁業についてです。本件については、県漁協喜入支所所属の漁業者から要望があった件です。制限措置については、資料に示している通りです。要望があった者については、現在、漁業許可を所有しておらず、共同漁業権内での雑魚建網を中心に操業しているということで、許可を受け、さらに精力的に操業を行っていきたいとのことでした。

以上、5件の漁業許可について、許可すべき者の数を超える申請があった場合の許可の基準については、昨年度承認いただいた基準を適用します。説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明が終わりましたが、委員の皆様方から、ご質問、ご意見ございませんか。ございませんか。

ちなみにこの江口漁協の担い手で、前回ごち網と秋太郎の流し網の許可をいただいた船は今調子が良くて、2晩出て40本程。30本と13本とお父さんが協力してやってるようで頑張ってます。いいんじゃないかなと思います。

それでは、ご質問、ご意見もないようですので、第1号議案の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の通り定めることが適当である旨を答申を行ってよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

では、そのように答申することといたします。

【その他】

○阿久根議長

本日は議題としてはここまでです。付議事項としては以上ですが、委員の皆様方から、この際ですので時間もありますので、何かお話があればどうぞ。

ないですか。ないですね。

それでは事務局から何かありますか。

○事務局（上今書記）

はい。

○阿久根議長

はい、事務局。

○上今書記

1点、資料1とは別に30ページほどの資料をお配りしております。「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」という資料になります。

今年度の全漁調連の要望活動結果がこちらになります。とりまとめられたものが送付されましたのでお配りしております。

水産庁等の回答につきましても、過去から内容変更されたものとか、見ていただければわかるかと思っておりますので、来年度の要望等を検討する時に参考にされてください。以上です。

○阿久根議長

では、他に。はい、どうぞ。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。水産振興課です。資料の冊子と別に1枚紙を配っております、第3回鹿児島

海区漁業調整委員会で諮問させていただいた知事許可漁業に係る制限措置についてのお知らせという紙なのですが、前回の調整委員会の中で稚うなぎ漁業に関する制限措置についての諮問をさせていただいたところでした。

その中で漁期についてなんですが、90日間ということで実際の日付を列挙していたんですが、その日付の記載が誤っていましたので訂正をさせていただきます。

誤っていた記載は、令和5年12月5日のスタートと書いておりました、3月31日まで休漁期間を挟んで合計90日間という説明をしていたんですが、正しくは12月4日スタートの休漁期間を挟んで3月31日までで合計は90日間で変わりありません。

訂正理由については記載の誤りになります。ご確認をお願いします。

○阿久根議長

他にはないですか。

【閉会】

○阿久根議長

ないようですので、これで第4回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

○脇田事務局長

本日はどうもありがとうございました。それでは本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

—令和5年9月15日（金）午後2時45分閉会—